

令和 8 年度第 1 回
枚方市都市計画審議会

意見聴取案件資料



日 時	令和 8 年 (2026 年) 8 月 4 日 (火) 午後 2 時 00 分
場 所	市役所第 3 分館 1 階 第 4 集会室

意見聴取案件資料

— 目 次 —

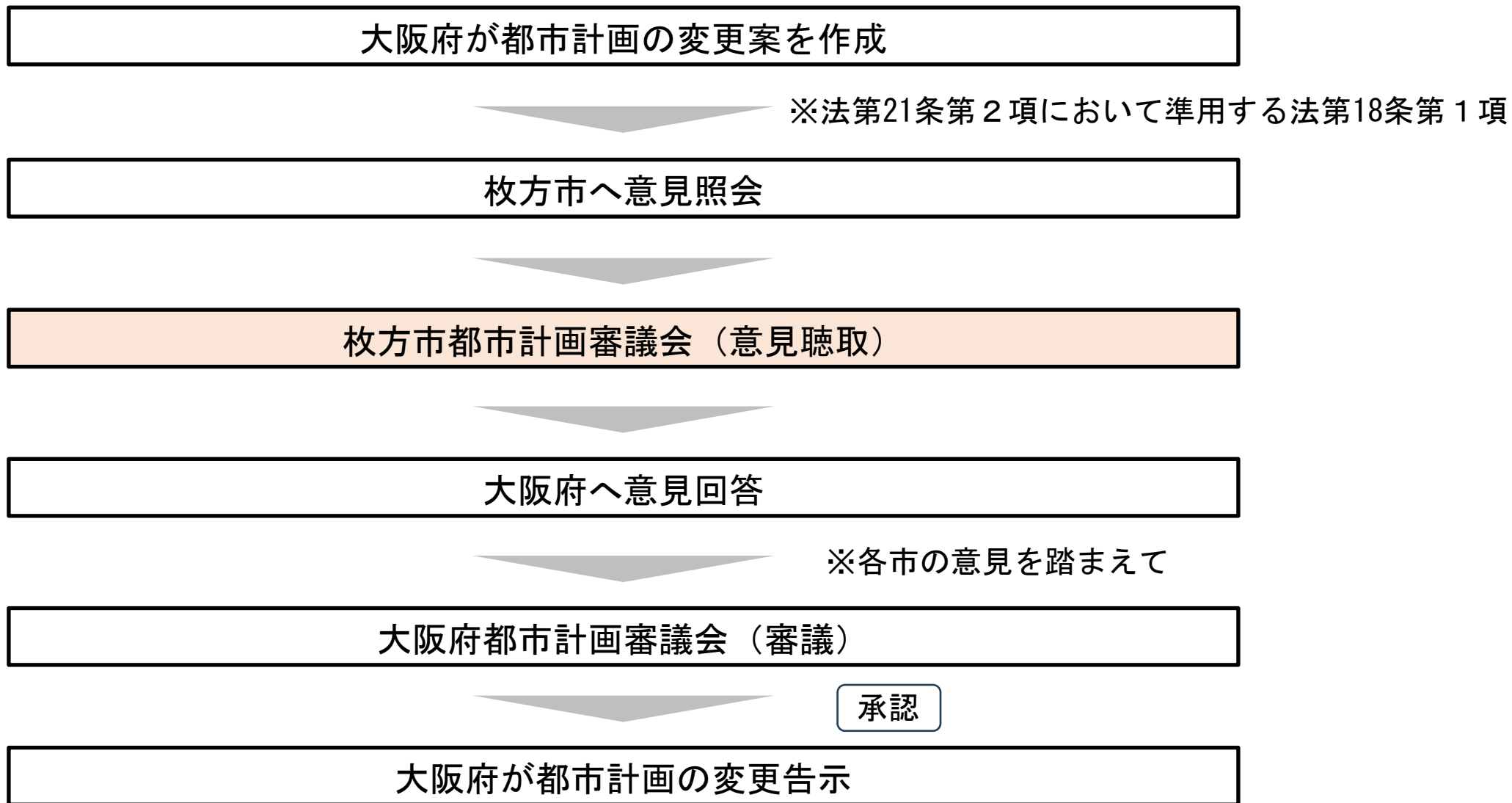
○意見聴取案件【大阪府決定】

東部大阪都市計画 区域区分の変更について

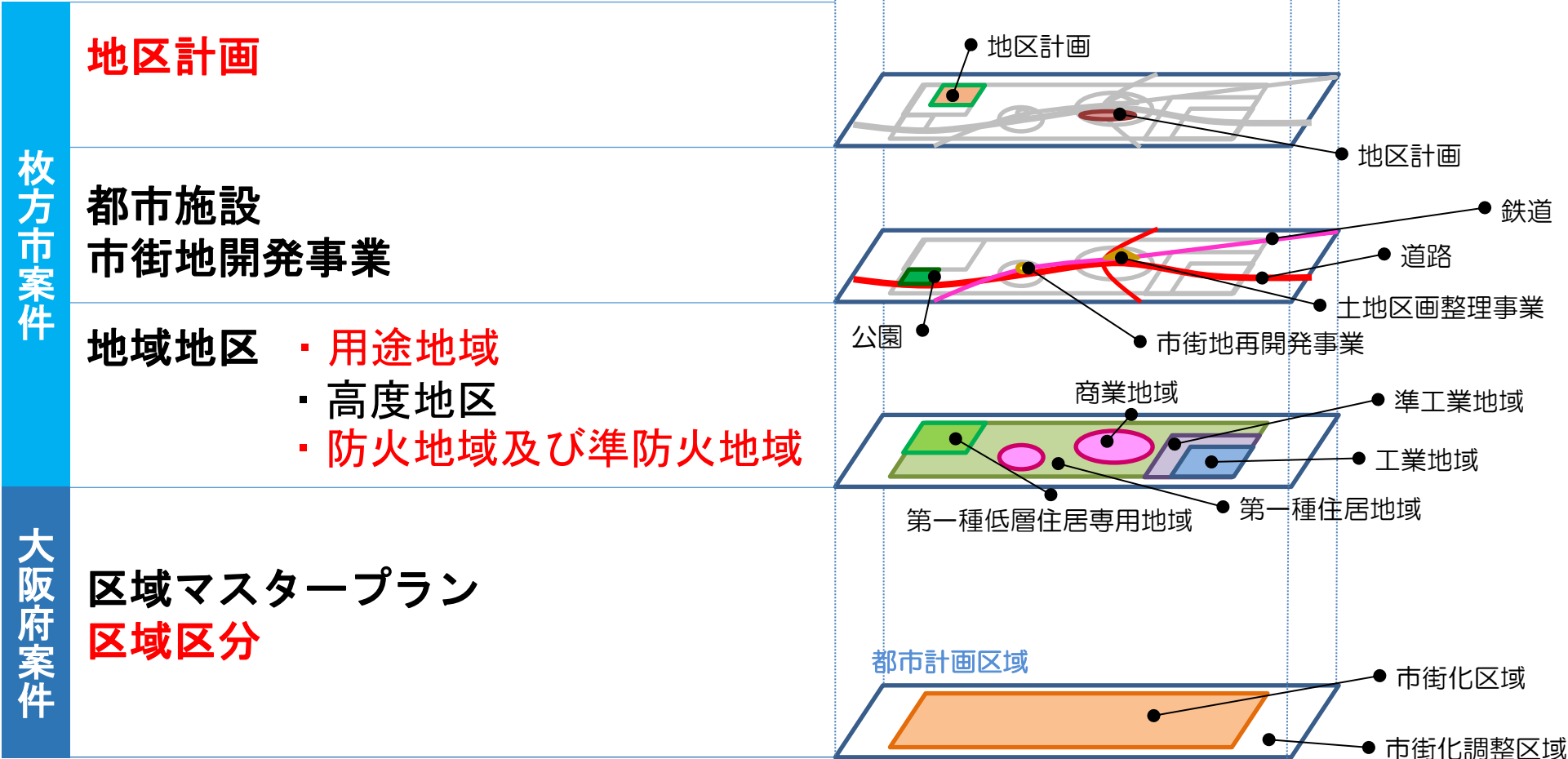
○意見聴取案件【大阪府決定】

東部大阪都市計画 区域区分の変更について

都市計画の手続きの流れ



都市全体の計画の見取り図



区域区分

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に、**市街化区域**と**市街化調整区域**との区分を定めるものとする。



市街化区域

すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

あわせて枚方市が用途地域を定めます。



市街化調整区域

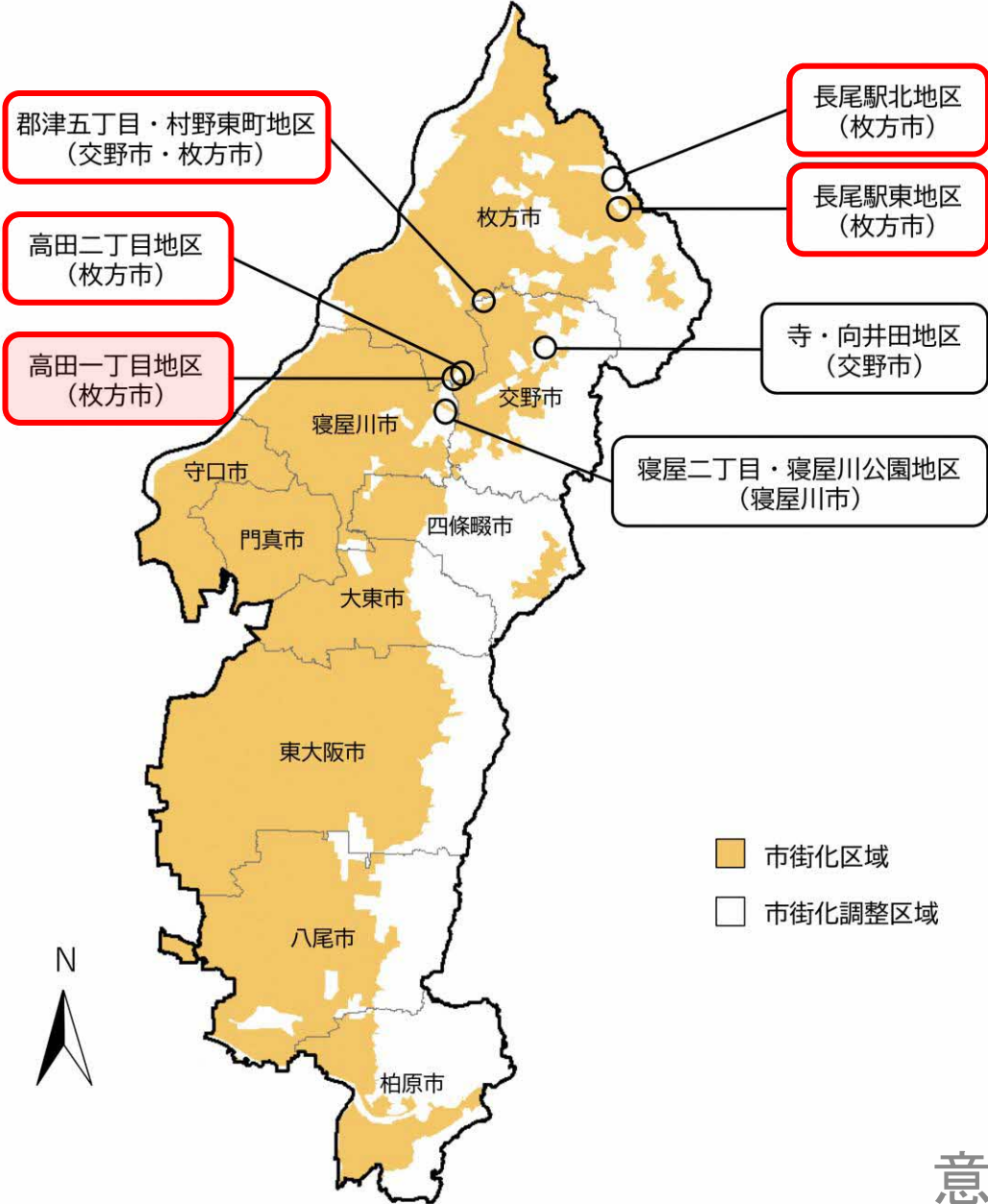
市街化を抑制すべき区域。原則として、建物の建築、開発等は制限されます。

都市計画制度の概要

保留区域

土地区画整理事業や地区計画など、計画的な事業の実施がおおむね5年以内に実施される見込みがあると認められる区域。

- 長尾駅北地区
- 長尾駅東地区
- 高田一丁目地区
- 高田二丁目地区
- 村野東町地区

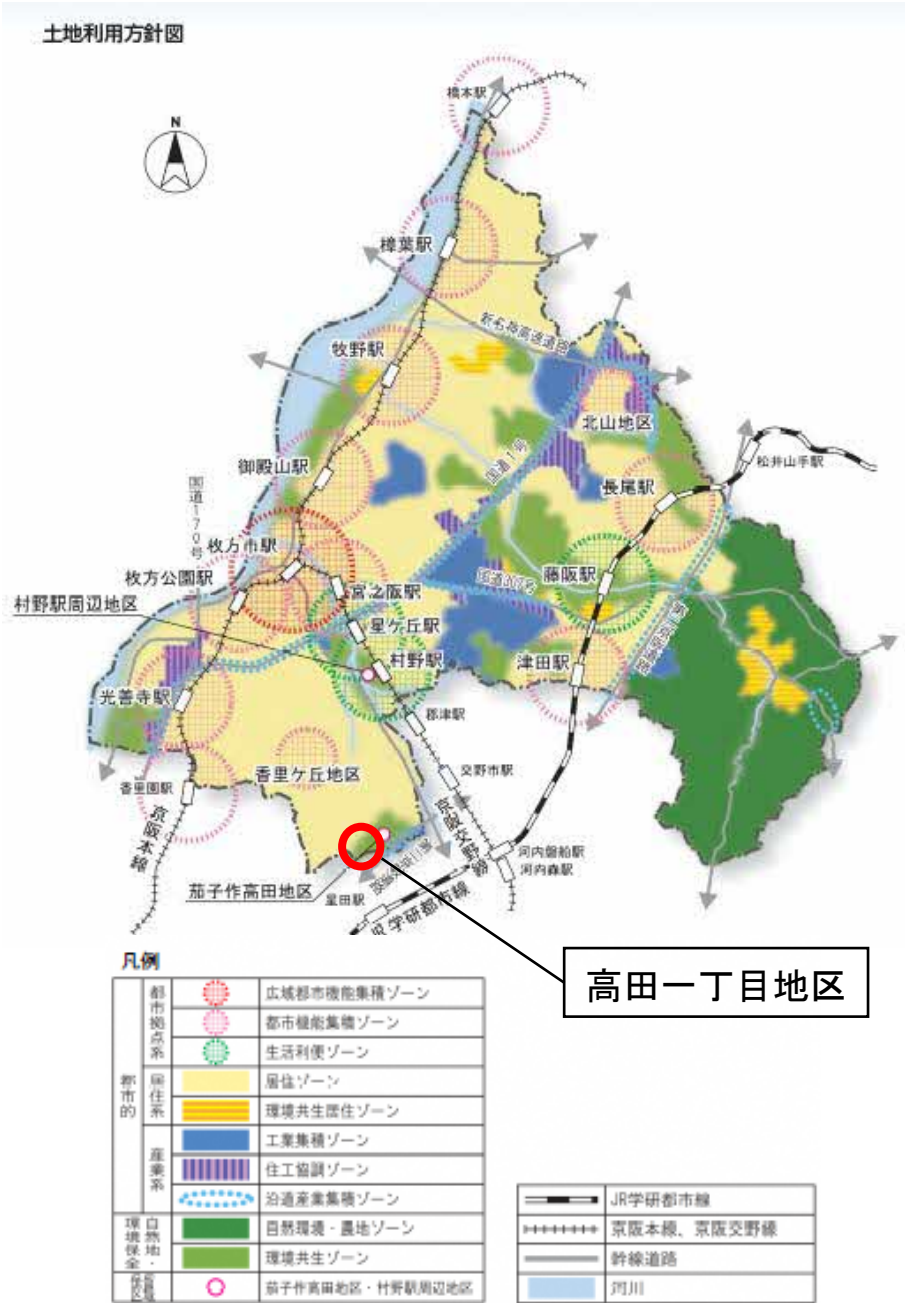


まちづくりの経緯について

平成21年12月に国、大阪府及び第二京阪道路沿道の5市において、道路沿道の計画的なまちづくりを促進するため、『第二京阪沿道まちづくり方針』を策定した。

平成22年3月に、第二京阪道路が全線供用開始され、道路沿道の乱開発等が懸念されることから、地元地権者による組織が立ち上げられ、計画的で良好なまちづくりの検討が重ねられた。

今回、地元地権者の同意の上、地区計画の手法によるまちづくりの計画が都市計画提案されたことから、本計画を実現するために必要な都市計画の決定や変更の手続きを行う。

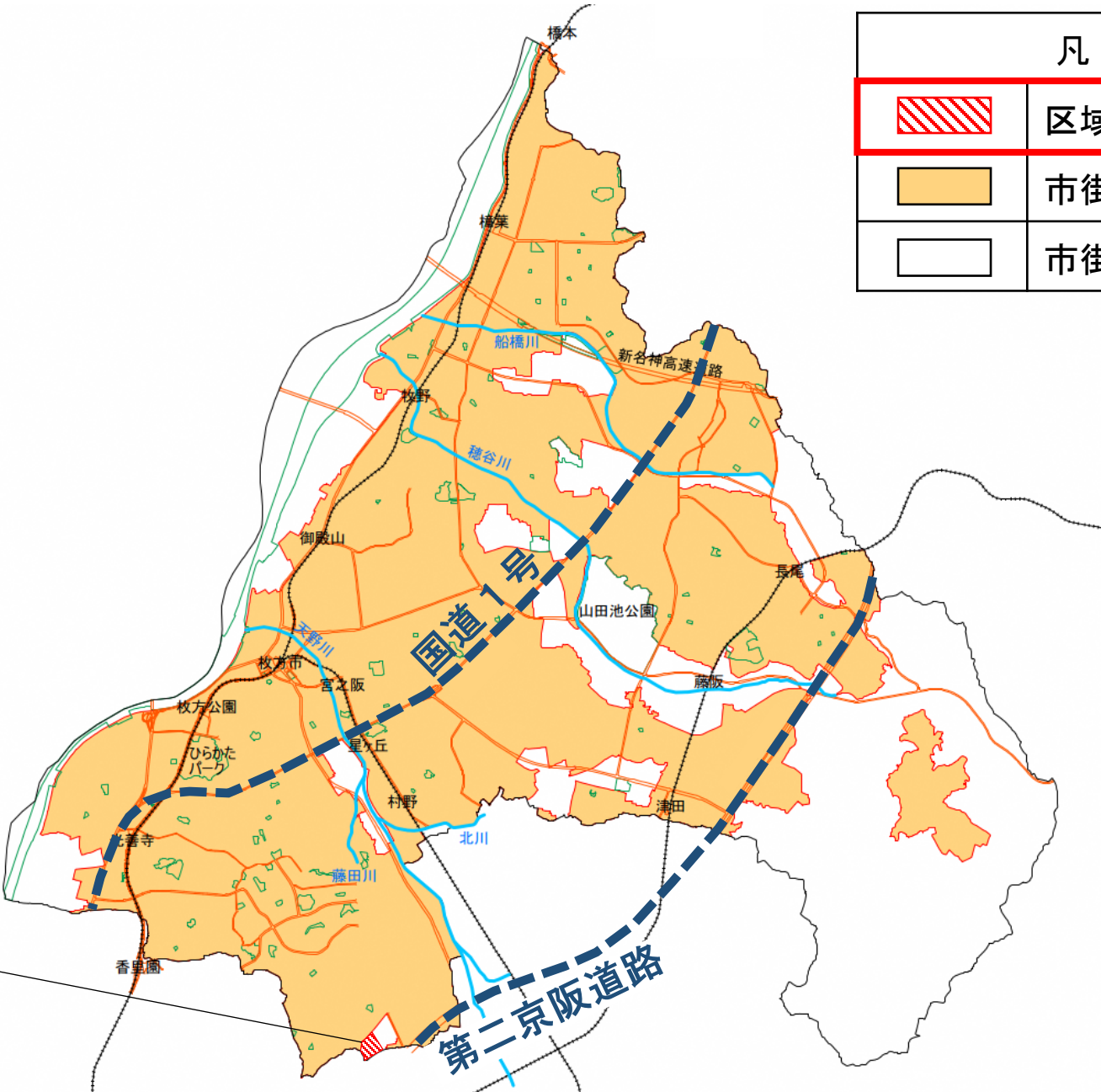


都市計画の案について

位置図



凡 例	
	区域区分変更地区
	市街化区域
	市街化調整区域



高田一丁目地区

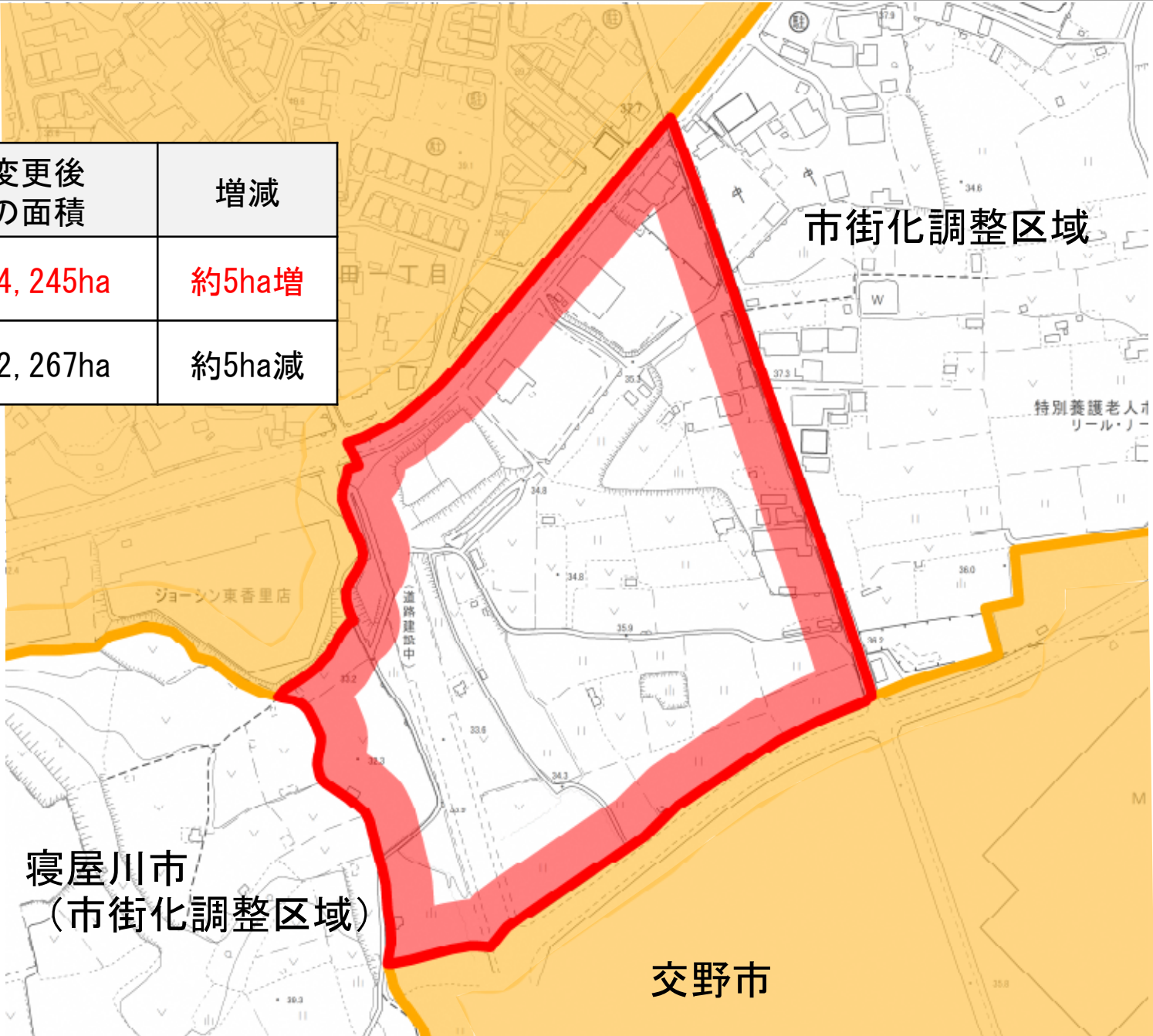
都市計画の案について

区域区分の変更

区域区分	変更前の面積	変更後の面積	増減
市街化区域	約4,240ha →	約4,245ha	約5ha増
市街化調整区域	約2,272ha →	約2,267ha	約5ha減

凡 例	
	現行市街化区域
	市街化区域へ編入する区域

(市案件)
用途地域
準防火地域
地区計画



都市計画の手続きの経過と今後の予定

令和8年2月10日（火）～24日（火）
都市計画の原案の閲覧

令和8年3月10日（火） 大阪府都市計画公聴会開催

令和8年5月14日（木）～28日（木）
都市計画案の縦覧・意見書の提出

令和8年8月 4日（火） 枚方市都市計画審議会（意見聴取）

※枚方市が大阪府へ回答

令和8年8月 7日（金） 大阪府都市計画審議会

※大阪府が国との同意協議

令和8年 10月 頃 都市計画の変更告示